

大阪市監査委員 坂 井 良 和
同 福 田 賢 治
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 8 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、塩楽荘の管理運営について、平成 18 年度からは指定管理者制度の下で、社団法人大阪市人権協会と運営委託契約を締結しているが、以前にも増して不透明な決算内容となっている。

例えば、人件費には基本的には消費税は含まないにもかかわらず、17 年度以前は人件費総額に対し消費税を支払っている一方、18 年度ではこれらに消費税は計算せず決算書にも計上されていない。全く整合性がなく詐欺行為に等しい。

また、18 年度から特別料理、売店収入等が計上されるようになったが、18 年度決算での施設使用料等の総売り上げや水道光熱費から比較分析すると、14 年度では、施設使用料など 74,449,500 円が計上されているが、水道光熱費の金額から見て、特別料理、売店収入を含む総売り上げは少なくとも 1 億 30,000,000 円は下らない金額があったはずであり、同様に 17 年度では、施設使用料など 72,278,500 円が計上されているが、総売り上げは少なくとも 1 億 40,000,000 円は下らない。

よって、人件費に係る消費税の過去 5 年間分 26,324,601 円、特別料理及び売店等の収入 10 年間分 5 億円に 17 年度不正支出金 42,736,976 円と 18 年度不正支出金

40,741,817 円（明細添付）を加えた不当、不正会計金額 6 億 9,803,394 円の返還を求めらる。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法第 242 条（以下「法」という。）に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求において、請求人は、専ら塩楽荘側による不正経理等について摘示主張するものの、本市職員等の当該行為等については何ら具体的、明示的に主張しているものではなく、仮に、塩楽荘側が不正経理等を行っているにもかかわらず、本市職員等が塩楽荘側に対する返還請求を違法不当に怠っているという「財産（債権）管理を怠る事実」を請求の対象とするものと解したとしても、本来、請求人において具体的な理由をもって摘示主張すべき本市職員等の「財産（債権）管理を怠る事実」に固有の違法不当性については、何ら摘示主張しておらず、それらに関する事実証明書の添付等もない。

当然のことながら、塩楽荘側に係る不正経理等と本市職員等に係る違法不当性とは別個のもので、本件請求は、本市職員等の当該行為等の違法不当性を具体的な理由をもって摘示しているものとは解することはできない。

そうすると、いずれにしても本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。